

外国送金取引受付時における依頼事項について

平素は、当金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

近年、「マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策」の重要性が高まっており、2018年2月には金融庁より「マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策に関するガイドライン」が公表され、外国送金についても金融機関への厳格な対応が求められております。

当金庫におきましても、その趣旨を踏まえ、外国送金取引受付時においては、確認書類を提出いただく他、依頼事項として下記の通りご案内いたします。

ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 実施日

2019年4月1日（月）

2. 依頼事項

(1) 仕向送金ならびに被仕向送金受付時における確認資料の提出

確認資料（インボイスや船荷証券等）を提出いただき、お取引の内容を確認させていただきます。提出いただいた確認資料につきましては、当金庫において写しを取らせていただきます。なお、確認の結果、追加で資料をお願いする場合や受付をお断りする場合もございます。

(2) 仕向送金における送金目的の英文表記について

現行の「日本語」に加えて、「英文」を併記いただきます。

※「ローマ字表記」では受付できませんので、ご留意願います。

(3) 仕向送金における受付店舗について

窓口での受付は、口座保有店舗のみの取り扱いとなります。

3. その他

「マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策に関するガイドライン」以外にも米国 OFAC 規制をはじめとした各国当局の各種経済制裁措置への対応として、受付をお断りする場合がございますので、あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。

以上